

公立大学法人沖縄県立芸術大学職員昇任要綱

令和7年3月10日

沖芸大要綱第10号

(目的)

第1条 本要綱は、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則（令和3年沖芸大規則第4号）第2条第1項に定める職員（派遣職員、教員及び任期付職員を除く。以下同じ。）の昇任に関する選考手続き及び基準について定めることを目的とする。

(昇任の選考手続き)

第2条 主任級、主査級及び主幹への昇任は、第3条に定める昇任候補者の中から、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員昇任選考会議（以下「選考会議」という。）が選考し、理事長が決定する。

2 課長級及び事務局長への昇任手続きについては、別途定める。

(昇任候補者の基準)

第3条 主任級、主査級及び主幹の昇任候補者の基準は、次の各号の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 昇任日において別表第1に定める在級年数を満たす者
- (2) 昇任日において別表第2に定める職務経験年数を満たす者、かつ、選考する日において現に属する職務の級に1年以上在級している者

(在級年数及び職務経験年数の算定)

第4条 在級年数及び職務経験年数に休職等の期間が含まれている場合は、その期間に次の各号に定める割合を乗じた期間を除算する。ただし、育児休業及び介護休業の期間は除算しないものとする。

- (1) 就業規則第14条第1項第1号及び第3号により休職を命じられた期間 2分の1
- (2) 就業規則第44条第1項第3号により停職を命じられた期間 2分の4
- (3) 前各号以外の休職の期間 2分の2

2 理事長が特段の措置を講じる必要があると認める場合は、前項の規定によらず休職等の期間を除算しないことができる。

(選考の基準)

第5条 昇任の選考は、勤務実績及び能力を総合的に評価して行うこととし、次のいずれかを満たさなければならない。

- (1) 第3条第1号に該当する者 昇任する職位に求められる行動及び能力（人事評価実施規程別表第2）をおおむね発揮できると見込まれること
- (2) 第3条第2号に該当する者 昇任する職位に求められる行動及び能力（人事評価実施規程別表第2）を十分に発揮できると見込まれること

(欠格事由)

第6条 次のいずれかに該当する者は、昇任の対象としない。

- (1) 選考年度において就業規則第14条第1項により休職を命じられている者
- (2) 選考年度において就業規則第44条第1項第3号により停職を命じられている者

(選考会議)

第7条 選考会議は、事務局長及び各課長で構成する。

- 2 選考会議は、すべての構成員の出席をもって開催する。
- 3 選考会議は、第5条の選考基準に基づき、昇任候補者について選考を実施する。
- 4 昇任の判定は、構成員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 5 選考会議は、選考結果を理事長に報告するものとする。

(昇任予定者の決定)

第8条 理事長は、選考会議の報告に基づき、昇任予定者を決定する。

- 2 昇任予定者に対する通知は、昇任辞令の交付をもってこれに代えるものとする。

附 則 (令和7年3月10日理事長決裁)

この要綱は、令和7年3月10日から施行する。

別表第1

在級年数表

	主任級（2級）	主査級（3級）	主査級（4級）	主幹（5級）
初級採用の場合	主事級8年	主任級8年	主査級（3級）4年	主査級（4級）4年
中級採用の場合	主事級5年	主任級8年	主査級（3級）4年	主査級（4級）4年
上級採用の場合	主事級3年	主任級8年	主査級（3級）4年	主査級（4級）4年

備考 昇任させようとする日以前における直近の能力評価の全体評語が最上位の段階であり、かつ、同日以前における直近の業績評価の全体評語が上位以上の段階であるときその他勤務成績が特に良好であるときは、在級年数表に定める在級年数に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間をもつて、在級年数表の在級年数とすることができる。

別表第2

職務経験年数表

	主任級（2級）	主査級（3級）
職務経験	8年以上	15年以上

備考 職務経験は公立大学法人沖縄県立芸術大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（令和3年沖芸大規程第18号）第14条の2第1項の規定に基づき算出した経験年数に職員となった後の勤務年数を加算した年数とする。